

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目次＝

1. 重大事故等情報＝7件（4月7日～4月13日分）
 - (1) 乗合バスの死傷事故
 - (2) 乗合バスの転落事故
 - (3) 乗合バスの衝突事故
 - (4) 法人タクシーの衝突事故①
 - (5) 法人タクシーの衝突事故②
 - (6) トラックの酒気帯び事故①
 - (7) トラックの酒気帯び事故②
2. 平成28年度乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）における事故防止対策のとりまとめについて（関東運輸局発）
3. 「貸切バス事業者のデジタル式運行記録計導入ガイド」を作成しました
4. 車いす利用者等による貸切バスの利用拡大へ～リフト付き貸切バスの臨時営業区域制度を拡充～
5. 訪日外国人旅行者向け貸切バス特例制度（臨時営業区域）の認可期間を延長します～訪日外国人旅行者の受入環境を整備～
6. 「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました～貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します～
7. 行政処分の基準等が改正されました（3月21日施行）



【1. 重大事故等情報＝7件】（4月7日～4月13日分）

(1) 乗合バスの死傷事故

4月7日（金）午前10時20分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客25名を乗せ運行中、道路右側から飛び出してきた歩行者をはねた。その際、当該バスが急ブレーキをかけたことにより、後続の原動機付自転車が当該バスに追突した。

この事故により、歩行者が死亡し、当該バスの乗客2名と原動機付自転車の運転者の計3名が軽傷を負った。

現場の道路は、横断禁止であった模様。

(2) 乗合バスの転落事故

4月9日（日）午後3時10分頃、広島県の町道において、同県に営業所を置く乗合

バスが運行中、道路右側に転落、横転した。

当時乗客は乗っておらず、この事故による負傷者はなし。

事故は、運転者が落下したペットボトルに気を取られ、前方より目を離したことにより発生した模様。

(3) 乗合バスの衝突事故

4月10日（月）午前10時27分頃、広島県の国道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、渋滞のため停車していた乗用車に追突した。

追突直前の急ブレーキにより、当該バスの乗客1名が車内で転倒し重傷を負った。事故は、当該バスが渋滞により低速で走行中、運転者が更に先の交差点に注意が向いていたため直前で停車した乗用車に気づくのが遅れたことにより発生した模様。

(4) 法人タクシーの衝突事故①

4月8日（土）午前2時30分頃、大阪府の国道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点を右折した際、対向車線を直進してきた二輪車と衝突した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

事故は、当該タクシー運転者が前方確認不足のまま右折を開始したことにより発生した模様。

(5) 法人タクシーの衝突事故②

4月11日（火）午後8時45分頃、岐阜県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、バス停に停止中の乗合バスに追突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が重傷を負い、タクシー運転者と乗合バス運転者の2名が軽傷を負った。

当時、乗合バスには乗客1名が乗っていたが負傷はない。

(6) トラックの酒気帯び事故①

4月9日（日）午前4時53分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、道路脇に停車中の乗用車に接触した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

(7) トラックの酒気帯び事故②

4月11日（火）午後11時00分頃、愛知県のコンビニ駐車場内において、三重県に営業所を置くトラックが乗用車に接触する事故を起こした。

この事故による負傷者はなし。

(配信日：H29. 3. 31)

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html



【7. 行政処分の基準等が改正されました (3月21日施行)】

(配信日：H29. 3. 17)

道路運送法の一部を改正する法律等が施行されたことを踏まえ、行政処分の実効性向上を図るため、行政処分の基準等の改正を行い、3月21日から施行します。

主な変更点は以下のとおりです。

- 1. 貸切バス事業者に対し、適正化機関への負担金等納付命令の制度の創設による、負担金等の納付命令違反に係る処分量定の新設。(貸切バス事業者のみ)
- 2. 事業者が公表している安全情報の国への報告の義務付けにより、報告を怠った場合の処分量定の新設。(貸切バス事業者のみ)
- 3. 運行管理補助者を選任又は解任した際の、国への届け出が義務付けられたことから、届出を怠った場合の処分量定を新設。(貸切バス事業者のみ)
- 4. 監査において運行管理等に係る書類を速やかに提示できるよう、適切に管理することを義務付けたことから、書類の管理に係る処分量定を新設する。(全ての旅客自動車運送事業者が対象)
- 5. その他、処分基準、監査方針等の改正を実施

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03punishment/baseline.html>



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

- * このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）
- * ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

- * 自動車局ホームページ
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）
- * 自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
 - ・ ホームページ受付
（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html> ）
 - ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960
（平日9:30~12:00 13:00~17:30）
 - ・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

